

ブロック塀耐震アドバイザー派遣を希望される方へ

北区では、近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、歩行者に危害が及ぶおそれのあるブロック塀を対象に無料で耐震アドバイザーを派遣しています。

1. 派遣対象となるブロック塀は、次のすべてに該当するものです。
 - ① 北区内で道路等に面しているもの
 - ② 道路又は地表面からの高さが1.0mを超えるもの

2. 派遣対象となる方は、次のすべてに該当する方です。
 - ① 上記に規定する対象となるブロック塀の所有者又は占有者
 - ② 住民税を滞納していない方※ 個人の方に限ります。

3. 内容
建築士が目視及び鉄筋探査機等によるブロック塀の調査を行い、危険度の説明や今後のアドバイスをを行います。

4. 事前相談
派遣申請の前に、対象となるか等の確認のため、事前相談をしてください。

5. 派遣申請の必要書類
 - ① 派遣対象承認申請書（第1号様式）
 - ② 所有者等である旨が確認できる、次のいずれかの書類
 - ア 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し
 - イ 登記事項証明書（6箇月以内に発行されたもの）
 - ウ 賃貸借契約書の写し
 - ③ 申請者が住民税を滞納していない旨が確認できる、次のいずれかの書類
 - ア 住民税納税証明書の写し
 - イ 住民税非課税証明書の写し
 - ④ その他

6. 対象承認申請期間
受付期間は4月1日から12月28日（土日祝日の場合はその前日）までです。なお、承認決定を受けた日から当該日が属する年度の1月31日までにアドバイザー派遣を受ける必要があります。

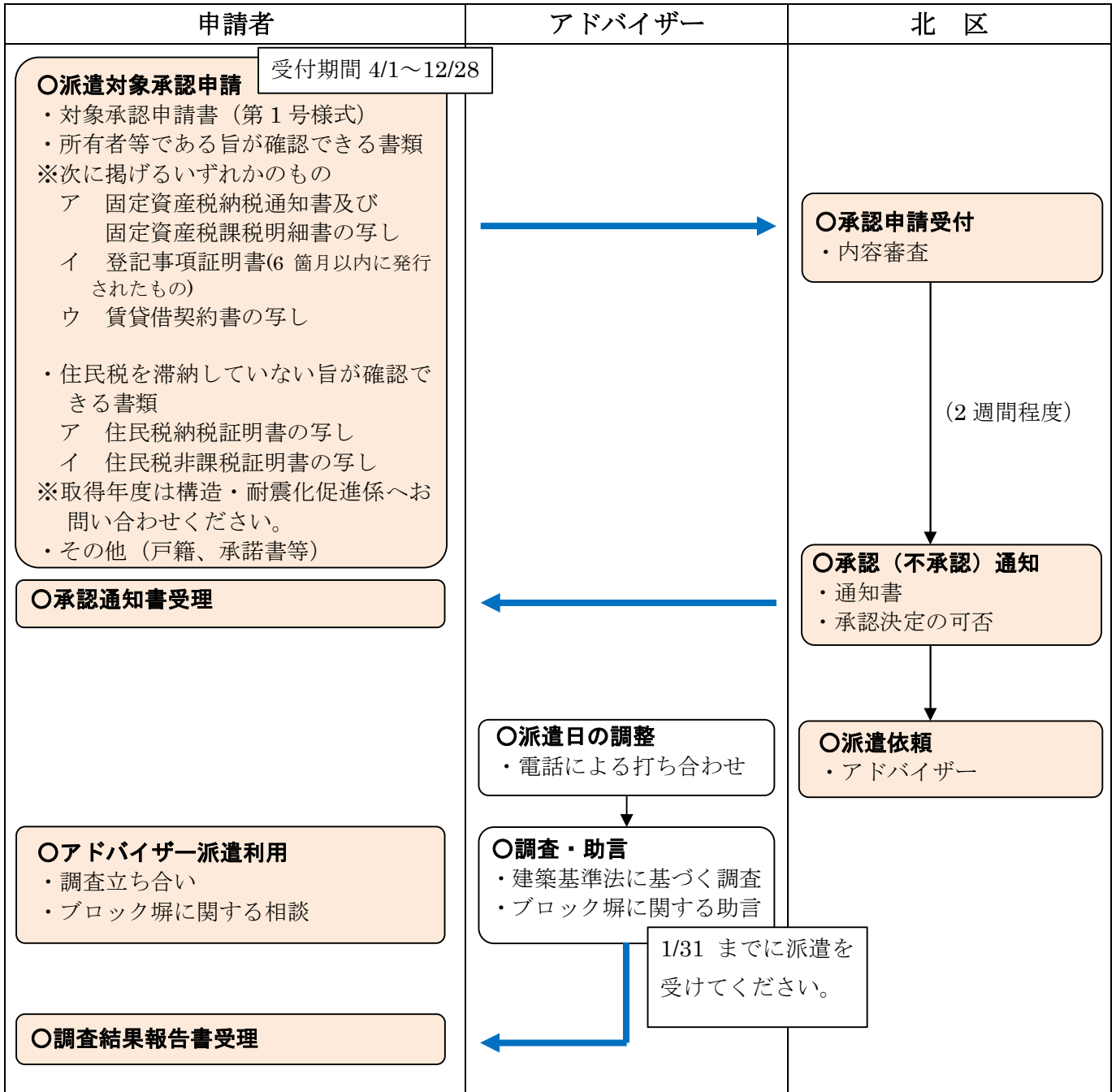
7. 申請の変更、取りやめなど
申請の内容に変更が生じた場合など、所定の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

東京都北区 都市整備部 建築課 構造・耐震化促進係
TEL 03-3908-1240（直通）

裏面もあります。

ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業の流れ



お気軽にご相談ください